明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（厚生労働二五）　一
〔告　示〕
○有形文化財を登録有形文化財に登録する件（文部科学一二）　六
○食肉販売業の振興指針の全部を改正する件（厚生労働四〇）　三
○氷雪販売業の振興指針の全部を改正する件（同四一）　七
○国立ハンセン病療養所等死没者改葬費支給規程の一部を改正する件（同四二）　三
○保安林の指定をする件（農林水産五〇六～五二一）　三
○保安林の指定を解除する件（同五二二～五二六）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（同五二七～五三八）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三九
特殊法人等
東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、特定計量器型式承認関係　一〇三
地方公共団体
行旅死亡人関係　一〇四
会社その他
会社決算公告　一〇六

省令

○厚生労働省令第二十五号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十八年二月二十五日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（労働基準法施行規則の一部改正）

第一条　労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号の三、様式第七号及び様式第十七号中「六十日」を「三箇月」に、「労働局長」を「厚生労働大臣」に改める。

（検疫法施行規則の一部改正）

第二条　検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

様式第二の二及び様式第七中「六十日」を「三ヶ月」に、「60 days」を「three months」に改める。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則の一部改正）

第三条　社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第五条を第二条とし、第三条を次のように改める。

（映像等の送受信による通話の方法による口頭意見陳述等）

第三条　社会保険審査官は、法第九条の三の規定による口頭意見陳述の期日における審理を行う場合において、審査請求人が遠隔の地に居住しているときその他社会保険審査官が相当と認めるときは、隔地者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、審理を行うことができる。

2　前項に規定する方法により審理を行う場合には、当事者又はその代理人の意見を聴いて、当事者又はその代理人を当該審理に必要な装置の設置された場所であつて社会保険審査官が相当と認める場所に出頭させてこれを行う。

3　第一項に規定する方法により審理を行う場合には、文書の写しを送信してこれを提示することその他の審理の実施に必要な処置を行うため、ファクシミリを利用することができる。

第四条を次のように改める。

（証票）

第四条　法第十一条第三項又は第四十条第三項の規定によつて社会保険審査官並びに社会保険審査会の委員長及び委員が携帯すべき証票（以下「証票」という。）の制式は、次のとおりとする。

一　証票の大きさは、縦百二十ミリメートル、横七十ミリメートルとし、表紙は、チヨコレート色皮製とする。

二　表紙には、それぞれ「社会保険審査官」、「社会保険審査会委員長」、「社会保険審査会委員」の文字を金色で表示する。

三　表紙の内側には、名刺入れを付ける。

四　用紙の表扉には、脱帽正面上半身の写真（縦三十五ミリメートル、横三十ミリメートルの大きさとする。）を貼り付け、証票番号、身分、氏名及び発行年月日を記し、厚生労働省の刻印及び厚生労働大臣の官印を押すものとする。

五　用紙は、差換式とし、その大きさは、縦百十四ミリメートル、横六十ミリメートルとする。

六　証票の形状は、別記のとおりとする。